

第 3 章 授業科目・研究指導及び課程の修了要件

(教育方法等)

第 8 条 通信制の教育は、授業科目について次の授業方法によって行うと共に、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を行うものとする。

- (1) 印刷教材等による授業(電子出版による教材を含む。)
- (2) 放送授業
- (3) 面接授業
- (4) メディアを利用して行う授業

2 学修指導は、印刷教材・質疑応答・設題解答・添削指導及び面接授業その他適当な方法によって行うものとする。

(授業科目及び単位数)

第 9 条 通信制において開設する授業科目及び単位数は別表 I のとおりとする。

(課程の修了要件)

第 10 条 修士課程の修了要件は、大学院に 2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

研究科名	専攻名	修得すべき単位数
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	30 単位以上
保健科学研究科	保健科学専攻	30 単位以上

2 博士（後期）課程の修了要件については次のように定める。

(1) 博士課程の修了要件は、大学院に 5 年（修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）以上在学し、第 4 号に掲げるとおり単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本通信制の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に 3 年（修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

(2) 前項ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士（後期）課程の修了の要件については、修士課程における在学期間に 3 年を加えた期間以上在学し、第 4 号に掲げるとおり単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本通信制の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に 3 年（修士課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

(3) 大学院（通信制）規程第 18 条第 2 項第 2 号・第 3 号・第 4 号・第 5 号・第 6 号・第 7 号・第 8 号（学校教育法施行規則第 156 条）の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同以上の学力があると認められた者が、博士（後期）課程 3 年の課程に入学した場合の博士（後期）課程の修了要件は、大学院に 3 年以上在学し、第 4 号に掲げるとおり単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本通信制の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

(4) 当該博士（後期）課程における修得すべき単位数は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	修得すべき単位数
連合社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	12 単位以上
保健科学研究科	保健科学専攻	14 単位以上

(他の大学院における授業科目の履修等)

第 11 条 通信制において、教育上有益と認めるときは、大学院学生（以下、学生という。）が本通信制の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、学長が研究科教授会の意見を聴き、通信制における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により履修した単位数は、10 単位を超えない範囲で、通信制において修得したものと認めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第12条 通信制において、教育上有益と認めるときは、学生が本学研究科に入学する前に、大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した授業科目の単位を含む）を、学長が研究科教授会の意見を聴き、通信制において修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなす単位数は、前条第2項における他の大学院において修得した単位数と合わせて10単位（通信制の科目等履修生として修得した単位10単位を含む）を超えないものとする。

(授業科目の単位の認定等)

第13条 授業科目の単位の認定及び学業成績については、本学学則を準用する。

第 4 章 学位論文

(学位論文の審査等)

第14条 修士及び博士の学位論文の審査については別に定める。

第 5 章 学位の授与

(学位)

第15条 通信制の修士課程を修了した者に次の学位を授与する。

(通信制) 社会福祉学研究科 修士 (社会福祉学)

(通信制) 保健科学研究科 修士 (保健科学)

2 通信制の博士(後期)課程を修了したものに次の学位を授与する。

(通信制) 連合社会福祉学研究科 博士 (社会福祉学)

(通信制) 保健科学研究科 博士 (保健科学)

(学位の授与)

第16条 学位の授与に関し必要な事項については、本学学位規程の定めるところによる。